

# 税務ポイント

## 〔会社の税務 よろず相談室⑦〕法人税その34

### 雇用者が増加した場合の税額控除

**Q** 既存の雇用対策や経済対策として講じられている雇用対策に加え、税制上の措置として設けられた雇用者の数を増加させた場合の法人税額の特別控除制度について教えてください。

**A** 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度は、青色申告法人が平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において、当期末の雇用者の数が前期末の雇用者の数に比して5人以上（中小企業者等は2人以上）及び10%以上増加したことについて証明がされるなど一定の場合に適用できます。

#### I 適用要件

この制度の適用を受けるためには、次の から までの要件を 全て 満たしている必要があります。

前期及び当期に事業主都合による離職をした雇用者（法人の使用人（注1）のうち雇用保険の一般被保険者）及び高年齢雇用者（法人の使用人のうち雇用保険の高年齢継続被保険者）がいないこと。

基準雇用者数 5人（中小企業者等については2人）であること。

$$\text{基準雇用者数} = \frac{\text{当期末雇用者の数} - \text{前期末雇用者の数}}{\text{前期末雇用者の数}} \times 100$$

$$\text{基準雇用者割合} = \frac{\text{基準雇用者数}}{\text{前期末の雇用者の数}} \times 100$$

$$\text{基準雇用者割合} = \frac{\text{基準雇用者数}}{\text{前期末の雇用者の数}} \times 100$$

給与等支給額 比較給与等支給額

\* 給与等支給額とは、当期の所得の金額の計算上

損金の額に算入される給与等の支給額をいいます（注3）。

\* 比較給与等支給額 = 前期の給与等の支給額（注4） + （前期の給与等の支給額 × 基準雇用者割合 × 30%）

雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業（風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当するものを除く）を行っていること。

（注）1 役員の親族等役員の特殊関係人及び使用人兼務役員は除かれます。

2 当期末において高年齢雇用者に該当する者を除きます。

3 雇用者に対して支給するものに限り、当期末において高年齢雇用者に該当する者に対して支給するものを除きます。

4 当期末に高年齢雇用者に該当する者に対する支給額は含まれません。

#### II 税額控除限度額

税額控除限度額 = 基準雇用者数 × 40万円

\* 当期の法人税額の10%（中小企業者等については20%）相当額を限度とします。

\* 平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度においては20万円となります。

#### III 手続き

この制度の適用を受けるためには、次の手続きが必要となります。

適用を受けようとする事業年度開始の日から2カ月以内に、公共職業安定所に雇用促進計画を提出する。

その事業年度終了の日から2カ月以内に公共職業安定所又は都道府県労働局で上記の適用要件の から までの要件についての確認を受け、雇用促進計画の達成状況を確認した旨の書類の交付を受ける。

確定申告書等に控除を受ける金額を記載し、その金額の計算に関する明細書と上記の書類の写しを添付して税務署に提出する。

（税制委員会：小林秀子、赤羽勝巳、  
鷹秀行グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

